

黒部市告示第95号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による荻生北部地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和3年9月27日

黒部市長 大野久芳



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
黒部市	荻生	西小路	7793、7796の2、7797の2、7798の2、7801の5、7801の7、7941の1、7942の1、7944の1、7951の1、7951の2、7952の1から7952の3まで、7953、7954の1、7955の1、7957、7958の1から7958の3まで、7959の1、7959の2、7965、7969、7970の1、7970の2、7971、7975から7983まで、7984の1、7985から7988まで、7989の1、7989の2、7990から7996まで、7997の1、7998から8003まで、8004の1、8004の2、8005から8008まで、8009の1、8011の1、8012の1、8014から8027まで、8029の1、8241の1、8242から8245まで、8246の1、8246の2、8247
		六左エ門北	31

上記の区域内にある法定外公共物の全部を含む。